

一般住宅や長屋を計画している建築士様へ

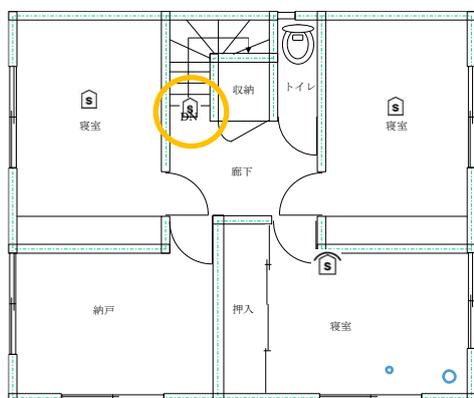
〇一般住宅と長屋の取り扱いについて

松山市消防局では、一般住宅と長屋は、消防法施行令別表に該当しない用途であることから、消防法上の無窓階判定や内装制限の判定は行っておりません。ですが、次の点について審査を行っていますので、参考にして頂ければ消防との協議を軽減できるかと思えます。

〇住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は、基準通りに設置されているかを確認していますが、以下の点について、設計者様に問い合わせをさせていただくことがございます。

『階段上部の警報器位置』



よく、下がりという意味する「DN」の文字等と重なるのを避けるため、適正な位置からずれて作図されていることがあります。**重なっても良いので適正位置（階段踏面一番上）に作図してください。**

また、部屋の住宅用火災警報器は、有効に感知出来る位置に設置してください。

例：部屋の中央、部屋の出入口付近など。

壁付けタイプもあります。

『キッチンの警報器種類』



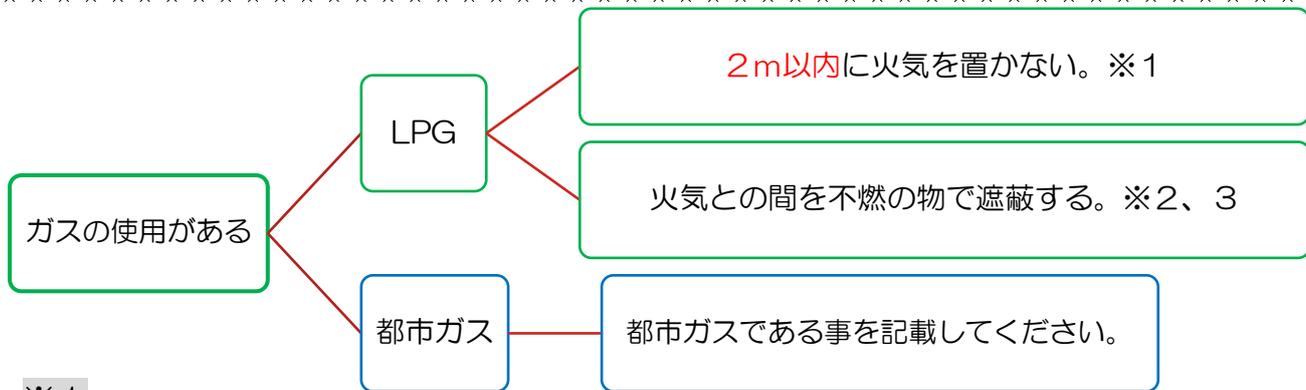
キッチンに煙式を設置していることがありますが、調理中に誤作動の恐れがあるため、**熱感知器の設置**を推奨しています。熱感知器の凡例は『H』の記号です。

〇使用しているガスの種類

都市ガスかLPGで規制が変わります。都市ガスの場合は、引き込み位置等が記されていないか、文字で確認できなければお問い合わせをします。

LPGの場合は、以下の点について、確認していただき、記載がない場合は電話での確認と図面への追記をお願いさせていただきます。

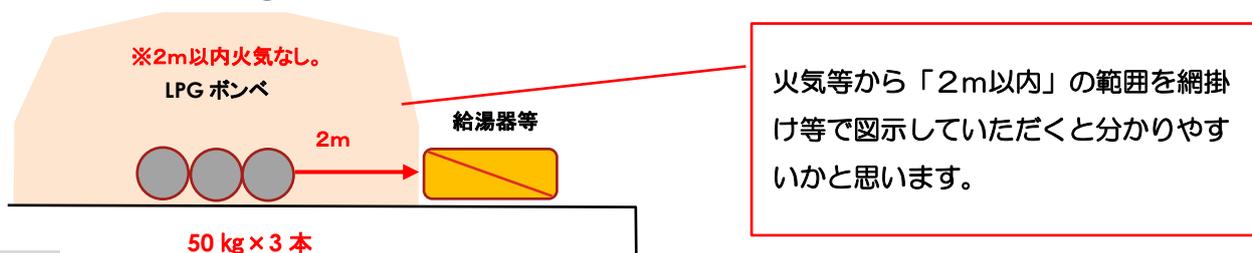
※裏面あります。



※1

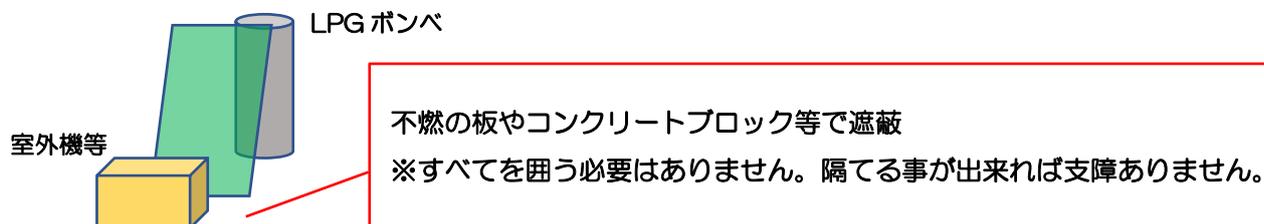
火気とは、固定された給湯器、室外機、駐車された車（EV 含む。）やバイクのエンジンなどが該当します。ポンベの外面から2m以内にこれらの火気を置くことは出来ません。図面には、「2m以内火気なし。」等と記載してください。

また、設置している数量によっては、届出が必要となるため、数量の記載をお願いいたします。（例：50kg × 3本など。）



※2

2mの離隔が取れない場合、不燃の物で遮蔽する必要があります。ポンベの幅と高さ以上の物がが必要です。図面上は「不燃板で遮蔽」等と記載してください。



※3

専用ボンベ庫は不燃ですが、換気口が側面下などにある場合は、この換気口から2mを超える離隔距離又は不燃物による遮蔽が必要です。上部の換気口は、ボンベの高さよりも高い位置にあることがほとんどで、ボンベ庫自体（鋼製等）で遮蔽されているため支障ありません。

○オール電化住宅

オール電化住宅は、図面上でキッチンにIH、給湯器にエコキュートといった表記が見られず、オール電化と判断出来ない場合は、お問い合わせさせていただきます。

○条例規制を受けそうなもの

一般家庭であっても松山市火災予防条例の適用を受けます。通常の一般家庭に設置されていないような物（薪ストーブなど）を取扱う場合は、松山市消防局予防課にご相談ください。

【問い合わせ先】

松山市消防局予防課 消防設備担当

TEL : 089-926-9216 FAX : 089-926-9163